

2017年12月10日

～毎月10日は人権を考える日～

## 人権デーと世界人権宣言

国際連合は、1948年(昭和23年)12月10日の第3回総会において、世界人権宣言を採択しました。これは、「あらゆる人と国が達成しなければならない共通の基準」として採択されたものです。

◆ 人権デー：1950年(昭和25年)12月4日の第5回総会において、世界人権宣言が採択された12月10日を「人権デー」と決めました。

◆ 人権週間：法務省と全国人権擁護委員連合会が、毎年12月10日を最終日とする1週間(12月4日から12月10日)までを、「人権週間」と決めました。



◇ 差別をなくする強調月間：愛媛県や西条市では、11月11日から12月10日までを「差別をなくする強調月間」とし、あらゆる差別をなくする各種啓発事業を実施しています。

(西条市では、毎月10日を「人権を考える日」としています。)

### ◆ 世界人権宣言って何？ ◆

すべての人間が基本的人権を持っていることを、公式に初めて認めたものです。

### ◆ 世界人権宣言ができるまで ◆

第2次世界大戦の反省から国際連合がつくられ、世界の平和を実現するためには、各国が協力して人権を守る努力をしなければならないことが強調されました。

### ◆ 世界人権宣言が出された成果 ◆

世界人権宣言には法的拘束力はありませんが、宣言の理想を実現のものにしようとして、多くの人権条約が生みだされました。

これらの人権条約は、具体的な人権侵害を禁止しています。条約の締約国は、これを守らなければなりません。

### 国際連合 世界人権宣言 (一部)

#### (第1条)

誰もがみな、生まれながらにして自由であり、平等です。

#### (第2条)

どんな違いがあっても、すべての人が差別を受けない権利を持っています。

#### (第3条)

私たちはみな、生命に対する権利、そして自由に、安全に生きる権利を持っています。

#### (第12条)

誰もプライバシーの権利があり、誰かの評判を傷つけようとすべきではありません。

(参照：「アムネスティ日本の簡略版」)